

ベビーシッターの HAS

会員各位

株式会社小学館集英社プロダクション

総合保育事業部



「ベビーシッター派遣事業割引券」ご利用のみなさまへ

平成28年4～6月分 割引額返還方法のご案内

平素はベビーシッターの HAS をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

「ベビーシッター派遣事業割引券」につきましては、本年4月に、会員のみなさまへご案内をさしあげておりますが、この度、本割引券の実施事業者は、公募の結果、従来と同様の公益社団法人全国保育サービス協会と決まり、事業実施の準備が整い、正式に同協会のホームページに開示されましたことをご報告申し上げます。

(公益社団法人全国保育サービス協会 <http://www.acsa.jp/htm/babysitter/>)

また、前回のレターでもご案内の通り、平成28年4月1日より6月30日までの間、割引券を使用せずにベビーシッターサービスを利用された場合においても、割引券の交付後、以下の通りの手続きにより割引額の返還を受けられることとなっております。

↓ (内閣府ホームページより http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html) ↓

4月～6月分 割引額の返還手続き方法

まずはサービス利用前に、

- [1]利用者自身が割引券の使用条件(裏面をご参照ください)を満たしているか、
- [2]お勤めの企業がベビーシッター派遣事業の利用を予定しているか を確認してください。

割引券利用が可能なベビーシッター事業者を利用の上、

- ①利用料金の支払いにあたっては、必ず領収書(※1)を受け取り、保存してください。
- ②割引券の交付後、利用したベビーシッター事業者へ領収書(※1)と割引券を提出の上、割引料金の支払い(※2)を受けてください。

(※1) 領収書について

「ベビーシッターのHAS」ではご利用料金を口座からの引落としとさせていただいている関係から、領収書の発行は、約2ヵ月後となります。割引券の交付時期にもよりますが、弊社ではお客様のご利用実績は、弊社保管の「ナーチャーレポート」及び口座振替状況にて確認させていただきますので、特別な事情を除いて、お客様への領収書の発行及び提出は不要とさせていただきます。

お客様におかれましてもご利用後の「ナーチャーレポート」をもとに、割引券交付後は、正確なご利用日時を割引券にご記入の上弊社へお送りいただきたくお願い申し上げます。

(※2) 割引料金のお支払いについて

割引料金のお支払いは、お客様へのご利用料金ご請求のタイミングにより、相殺もしくは振込みにて対応させていただきます。個別にご相談の上手続きさせていただきますので、まずはフリーダイヤルにてご一報ください。

大変お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後ともベビーシッターのHASをよろしくお願い申し上げます。

以上

ベビーシッター派遣事業割引券の使用条件

(多胎児については、割引額、利用上限枚数が異なりますのでご注意ください。)

- 1 当該割引券は、承認事業主が対象者に交付したものであること。
 - 2 対象者は、承認事業主に雇用されており、乳幼児等の保護者であること。
 - 3 対象者は、配偶者が就労している場合のほか、配偶者の病気入院等により、サービスを使わなければ就労すること(職場への復帰を含む。)が困難な状況にあること。
 - 4 対象者にサービスを提供するベビーシッター事業者は、割引券等取扱事業者等であること。
 - 5 割引券等取扱事業者は、対象者と請負契約を締結することによりサービスを提供していること。
 - 6 割引券は、1家庭1日(回)につき1枚、1か月に24枚までとする。
 - 7 割引券1枚当たりの割引金額は、2,200円とする。
 - 8 割引券の対象となるサービスは、以下の①から④までとする。
- ① 割引券の対象となるサービスは、ベビーシッター事業者が提供するサービスのうち、**乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする次のアからウのいずれかに該当する小学校6年生までの児童(以下「乳幼児等」という。)**の家庭内における保育や世話及びベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設(以下「保育等施設」という。)への送迎に限るものとする。
- ア 「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている場合
- イ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき療育手帳の交付を受けている場合
- ウ その他、地方公共団体が実施する障害児施策の対象となるなど、ア、イのいずれかと同等程度の障害を有すると認められた場合
- ただし、「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、義務教育就学前の児童の育児のための利用を対象とする。
- ② ①に規定する保育等施設への送迎は、原則として**家庭内における保育等のサービスに必要な送迎であって、次のアからエの規定を充たす場合にのみ割引券の対象とする。**
- ア **家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育等施設間の送迎ではないこと。**
- イ 同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。
- ウ 送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより保護者に報告していること。
- エ ベビーシッターの所属するベビーシッター事業者(法人格を有し、公募団体が割引券等を取り扱う事業者として認定した者。)が運営する保育等施設の送迎でないこと。
- ③ 割引券は、利用料金が1回につき2,200円以上のサービスを対象とする。なお、この場合における利用料金とは、ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たるサービス提供対価のことをいい、**会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まないものとする。**
- ④ 自社のベビーシッターが自社の職員に提供するサービスについては、対象としない。 以上

(利用可否の例)

○: 自宅→保育施設、保育施設→自宅 等
×: 保育施設→教室、教室→自宅 等

ベビーシッターの HAS 株式会社小学館集英社プロダクション

フリーダイヤル 0120-834988

受付時間: 平日 9:00~18:00 / 土曜日 10:00~16:00